

【論文】

# ソーシャルワークにおける権力論をめぐる基礎的考察

高城 大\*

Basic Considerations Concerning the Theory of Power in Social Work

Dai Takashiro

## 要 旨

本研究の目的は、ソーシャルワークにおける権力論をめぐる基礎的考察を試みることである。ソーシャルワークにおける権力の問題は古くて新しい問題だとされる。しかし、その概念は多様で、多義的である。そのため、何を権力と捉えるかは、国や時代、文化や歴史および社会経済的背景の違いによって異なる。したがって、ソーシャルワークにおける権力の問題は、これまでの権力論の変遷を踏まえて再考すべき必要と考え、権力論の変遷に留意して、従来の権力論にはどのような特質や問題点があるのかを整理した。特にこれまでの権力論を踏まえて、新たな権力観を示しているルークスの権力論を参考にした。ルークスの三次元的権力論によって、ソーシャルワークにおいて、目に見えない権力作用がクライアントに及んでいるという問題が明確になった。一方で、権力を行使する主体の問題は、ルークスの知見では超克することができていない旨を指摘した。今後、ソーシャルワークにおける権力の問題を考察するにあたっては、フーコーの指摘する非人称的権力論が重要な示唆を与えていることについて言及した。

## Abstract

The purpose of this study is to attempt a basic consideration of the theory of power in social work. It is assumed that the issue of power in social work is an age-old problem. However, the concept is diverse and ambiguous. What is regarded as power therefore varies depending on differences in the country, period, culture, history, and socioeconomic background. As a result, the problem of power in social work must be reconsidered on the basis of transitions in previous power theory. This research examined the characteristics and problems of previous power theory while taking transitions in theory into account. This was done based on previous power theory, and Lukes' theory of power—which provides a new perspective on power—was used for reference. When Lukes' three-dimensional theory of power was applied to social work, it revealed the problem that the client is affected by invisible acts of power. On the other hand, the findings indicated that application of Lukes' theory of power was not able to transcend the principal problem of exercising power. In the future, when considering the issue of power in social work, researchers should discuss the important implications of the theory of impersonal power proposed by Foucault.

受付日 2014.9.5 / 受理日 2014.10.28

\* 堺市北保健福祉総合センター 生活援護課

● ● ○ **Key words** 権力 power / ルークスの三次元的権力観 Lukes' three-dimensional theory of power / 非人称化する権力 impersonal power

## 1. 問題の所在および研究目的

本研究の目的は、ソーシャルワークにおける権力論(power)をめぐる基礎的考察を試みることである。ソーシャルワークにおいて権力は、専門職権力との関連で取り上げられることが多い。その焦点となっているのは、ワーカークライアント関係における力の不均衡であった<sup>1)</sup>。つまり、資源を有する専門職たるワーカーが、資源を持たぬクライアントに対し、どのように資源を共有し、力の格差を是正していくのかということにあった。そもそも、「権力」とは、一般に二者間関係と考えられ、他人を強制し、服従させる力だと定義されている(杉田2000,2004)。権力についての捉え方は、論者によってさまざまであるが、「ある特定の主体が行使するものであるという考え方が、現代でも非常に根強い」(杉田2000:6)。

ソーシャルワークにおいても例外なく、このような伝統的な権力観に立ち、ワーカークライアントという関係性のもとで権力を理解してきたが、権力を従来のように二者間関係でとらえてしまうと、行為者間の意図の対立と考え、個人が所有する力として理解することに終始してしまう。その結果、権力をワーカーの意思に基づいて行使されるものだという狭い見解でしか捉えることができないと思われる。なぜなら、このような観点では、ワーカー自身が権力の行使を意図している場合にしか、その自覚を促すことができないからである。例えば、ワーカー自身が無自覚に権力を行使していた場合、議論の俎上にすらあげることができないのである。こうした背景には、後述するが、これまでの権力が、「強制力」や「禁止」、「抑圧」のような性格を有する「見える」ものを中心に考えられてきたことにある。また、ソーシャルワークにおいても同様の考え方を取っているものと思われる。しかし、権力とは、果たして目に見えるものだけを指すのであろうか。またワーカーによって意図的に行使されるものを指すのであろうか。ソーシャルワークにおける権力の問題は、クライアントへの不適切な関わりやパター

ナリズムといった問題に直結しているにもかかわらず、その定義や作用について十分に主題化されぬままである。ソーシャルワークにおいて権力をどのように捉えるのかは、ソーシャルワーク実践の方向性に多大な影響を及ぼす重要な論点である。

そこで、従来の権力に関する理解について、再検討する必要があると考える。本研究では、「権力」概念の再検討を通して、ソーシャルワークにおいて権力がいかなる意味・内容で用いられてきたのか、その様相や特質を明らかにする。それらを踏まえて、ソーシャルワークにおいて権力はいかなる形態をとってクライアントに及んでいるのかを検討し、その理論的課題を考察する。本研究はソーシャルワークにおける権力論の検討に終始しており、実践場面への応用については触れていない。しかし、ソーシャルワークにおける権力の問題は抽象的な現象ではなく、日々の実践場面で確認される具体的な事象である。よって、ソーシャルワーク実践での具体化、応用を志向する基礎的研究としての位置づけをもつものである。

## 2. 研究視点および方法

ソーシャルワークにおける「権力」の問題は“modernity”と“post modernity”をめぐる議論されており、古くて新しい問題だといえる。そもそもソーシャルワークにおいて権力の問題は、介入行為と密接に関連している<sup>2)</sup>。そのため、ワーカーにとって権力の表出を理解しておくことは非常に重要である(Harris,1997:28)。だが、権力とは、その意味内容が多義的であり、理解しにくくつかみにくい概念でもある(Smith,2008)。また、何を権力ととらえるのかは、国や時代、そして文化的、歴史的、および社会経済的背景の違いによっても異なる。そのため、ソーシャルワークにおける「権力」の問題についても、これまでの権力論の変遷を踏まえて再考すべき必要があるだろう。権力論については、政治学や社会学領域で膨大な研究

の蓄積があるが、ここでは、ルークスの権力論を中心に取り上げ、ソーシャルワークと権力の関係を分析する。ルークスの権力論を取り上げる理由は、権力論の変遷を踏まえ、各々の共通点や相違点を明確にしていることにある。例えば、ルークスは、その著『Power: A radical view』(1974)において、従来の権力論を「一次元的権力観 (one-dimensional view of power)」、「二次元的権力観 (two-dimensional view of power)」に分類、整理している。さらにそれらを理論的に推し進めた「三次元的権力観 (three-dimensional view of power)」によって、これまで、政治学の主流を占めてきたものとは異なる「目に見えない権力」を問題にした新たな権力論を展開している。また、ハグマン (1991) も、ルークスの権力論が専門職権力を把握するうえでの基本的視点となるものであることを指摘している。そこで、ルークスの権力論を確認し、権力論の変遷を整理する。次にソーシャルワークの文脈にあてはめながらクライアントにどのような形で権力が及んでいくのか、その形態の様相を示す。これらの議論を踏まえ、明らかになった点に対し、その理論的課題を浮き彫りにしたい。

### 3. ルークスの3つの権力観

#### (1) 一次元的権力観

まず、「一次元的権力観」である。これは、アメリカの政治学者ダールの見解に代表される多元主義的な権力概念である。ダールは権力について、次のように定義する。「AがBに対して、さもなくばBがしなかったような事柄をBにさせることができる時、AはBに対して権力を有する」(Dahl 1957:202-203)。

一次元的権力観は、この定義からも確認できるように、権力を行使する者であるAが「行使されるBが望まない行動を強制させる権力」のことである。これは、権力の実体概念とも呼ばれ、古くはマキャヴェリやホブズに代表される物理的強制力を伴うものを指し、実体として権力を把握するもっとも古典的な権力理解である。例えば、ラスウェル (1948=1954→1967:20-22) は、権力の基底価値 (power base) として、尊敬 (respect)、徳義 (rectitude)、愛情 (affection)、健康 (well-being)、富 (wealth)、技能 (skill)、開明 (enlightenment) などの実体を例示している。こ

うした実体は、権力資源 (power resource) と呼ばれ、権力を行使する際、動員される手段となる。実体としての権力論は、このような権力資源を独占的に持つが故に、権力者たりうるという考え方をとっている。古城・星野 (1999:23) が「権力という概念は、ある人間が他の人間の行動を統制する際、その背後に物的な力があるといった意味で用いられてきた」と指摘するように、一次元的な権力観は、その対立や紛争が顕在化しているため、誰が権力を行使したのかが明らかなくところに特徴がある。ルークスも一次元的権力観を、「『争点』をめぐる『決定』がなされる際の『行動』に焦点づけるものであり、その行動には政治参加によって現れ、明確な政策選好としてみられる (主観的な) 利害の観察可能な『紛争』がある」(Lukes 1974:15) と説明しており、権力の実体を客観的に、かつ実証的に把握したいという、当時の「行動主義 (behavioralism)」と強く結びついていたものだとされている。

ソーシャルワークにおいては、例えば生活保護のケースワーカーが、保護の継続を争点にして、就労意欲の低い被保護者に対して、ハローワークに通わせ求職活動をするよう指導する、といったような明確な形で行使される権力のタイプがこれに該当する。我々の日常的な権力に対するイメージもこのような実体概念に収まるものであろう。

#### (2) 二次元的権力観

一次元的権力観は、ダールの定義からも明らかであるように、目に見える行動、観察可能な行動に焦点を当てる点に特徴があった。しかし、ダールのような顕在化した争点をめぐって行使される権力にのみ着目していたのでは、争点が排除されてしまう場合が想定されていないとして、バクラックとバラッツは、「非決定 (non-decision)」の権力に注意を促した。「いうまでもなく、権力は、Bに影響を及ぼす決定の作成にAが加わるときに行使される。権力はまた、Aにとって比較的害のないような争点だけを一般の人々が考えるように政治過程の範囲を制限する社会的・政治的価値や制度上の慣行の創出と強化にAが努力するときにも行使される。Aがうまくこれを遂行するかぎり、事実上Bは、それらが明らかになれば、おそらくAの一連の選好にとって極めて不利益になるような争点を表沙汰にできないように阻止されている」(Bachrach

& Baratz 1970:7)。ルークスは、この権力観は「潜在的な争点 (potential issues)」が顕在化するのを妨げるために「決定 (decisions)」を避ける方法を考察している」という (Lukes 1974:20)。このように非決定権力とは、権力を行使する A が自身として不都合となり得る争点を事前に取り除いてしまうといった種類の権力である。

ここでは、社会福祉施設における虐待や不適切な関わりをめぐる事態のなかの二次元的権力を確認しておく。虐待は権利侵害であり、好んで虐待に走るワーカーはいないだろう。しかし、あるワーカーはその施設内での虐待の疑いがあることに気付いたとしよう。組織で働くワーカーにとって、自らの所属する施設内で「虐待が行われているわけがない」と目を背け、「起こりうるはずがない行為」だとして施設内虐待を隠したいという意識が少なからず働くだろう。もしかすると、例えば本人や周囲の利用者の安全のためにやむを得ず、身体の拘束が行われたのではないかと理由づけをしているかもしれない。また、施設内の職員配置が不十分なため、不適切な関わりが避けられない状況に陥ってしまっていると捉えるかもしれない。利用者本人も、虐待の訴えを起こすと施設で住み続けることが難しくなると考え、苦情の声をあげられないということも想定される。その施設で長年生活している利用者であれば、「不適切な関わり」をこの施設では当たり前のこととしてとらえ、特に危機意識を抱かないかもしれない。このように、ワーカー自身が不都合となりうる虐待行為という争点を事前に取り除き、顕在化させないといった種類の権力が二次元的権力である。

### (3) 三次元的権力観

ルークスは、二次元的権力観が一次元的権力観は争点や対立が顕在化しない場合を想定しておらず、非決定という形で行使される権力作用が欠落していることを明らかにした点を評価しつつも、二次元的権力観ではなお不十分な点があるとして議論を進めている。そもそも二次元的権力観では、争点が顕在化されていない、言わば見えない決定を回避するために、権力が行使されていることが想定されているが、それでも意図を持つ主体が存在し、対立のなかにその権力作用を見ている。言い換えれば、二次元的権力観は、利害の対立が潜在的には存在するにもかかわらず、それが表面

化しないように決定が回避されるという形での権力行使に照準が合わせられているというのである。しかし、権力者と服従者との間に対立がない場合もしくは潜在化している場合、権力を行使しているとは言えないのだろうか。また、権力を行使される服従者の認識や選好などをコントロールし、対立や紛争そのものを消失させてしまうことは想定できないだろうか。これがルークスの疑問であった。例えば、「実際、誰かに持たせたいと望むように、他者に願望をもたせること、つまりその思考や願望をコントロールすることによって服従を確保することが、最高の権力行使ではないか」(Lukes 1974:23) と、物理的な強制や暴力、抑圧といった具体的な対立や紛争に焦点を合わせるのではなく、人の意識に関わる権力作用に目が向けられている。

つまり、ルークスは争点が顕在化することを未然に防止することにより、さらに抵抗や苦情といった「真の利害 (real interest)」(Lukes 1974:25) を発生させないようにすることがもっとも巧みな権力の形態だというのである。それは、本来ならば争点化するであろう問題について、人々の決定それ自体や思考方法、選好や利害が否定されていることすら気付かないような状況をつくり出すことも権力だというのである。

この種の権力は、我々ワーカーが通常実践している中で「善意の強制」といった現象として確認できるのではないか。例えば、福祉サービスに関してワーカーがその手続きを怠っていたとしよう。その結果、クライアントはサービスの利用ができない等といったことが想定される。こうした場合、本来は「クライアントの不利益」として争点化されるはずの問題が、援助関係が良好であればあるほど「善意」というプラスの価値によって、クライアントは「自分のためを思って関わってくれている」と捉え、抵抗や苦情は申し立てにくくなる。ワーカーは、手続きの不備といった争点に関心が向かないようクライアントの考え方や認識そのものをコントロールし、意向を否定されていることにすら気がつかないよう仕向けることが可能ではないか。ワーカーは専門性や善意の名の下に、自らの援助を正当化し援助の主導権を握り、直接クライアントと対立することなく、苦情や異議申し立ても顕在化させないような状況を作り出すことも可能なのである。特にワーカーは一部の独立型を除き、施設や病院、機関等何らかの組織に属し、その枠組みの中で実践する場

合が多い。そうなれば、ワーカー個人の手続きの不備といった問題は、組織へもその責任追及の目が向けられかねない。ならば、組織等はその波及を避けるべく、あえて不都合な争点を顕在化させることはしないだろう。ルークス (Lukes 1974:50) は三次元的権力観の特徴を、①権力行使には (観察可能な) 活動よりも、むしろ無活動がともなうということ。②権力は無意識に行使されるということ。③権力は集団や制度といった集合体によって行使されるということ、と3点を挙げている。このように三次元的権力観では、認識や選好を形成している制度的な権力が想定されており、集団や組織、制度を含めて権力主体になり得ると考えられているのである。

#### 4. 考察と今後の課題

ここまでルークスの3つの権力観を確認し、ソーシャルワークにおいてそれぞれの権力観がどのようにしてクライアントに及んでいくのか具体例をもとに提示した。以下、(1) ルークスの理論枠組みが、ソーシャルワークの権力を分析するにあたって、どのような意義を持つのか考察する。次いで (2) ルークスの権力観がどのような問題を孕んでいるのか、検討していく。

##### (1) ルークスの権力観がもたらすソーシャルワークへの寄与と意義

一次元的権力観によって、ワーカーによる「抑圧」や「強制」といった明確に観察可能な形でクライアントへ権力が行使されているということが説明可能である。ルークスは、一次元的権力観が取り上げている争点や紛争が表面化したものだけを権力現象とするのは、あまりにも狭く限定していると、バクラックとバラツはダールの一面的な権力論を批判し、「権力には、争点を表沙汰にさせず隠蔽することができる者が権力を持つとする非決定に関わる二面性」があると主張している。たしかにソーシャルワークにおいて、一次元的権力観のいう観察可能な争点は、ワーカーが明確な形で権力を行使している場合に焦点化されやすい。そのため、ワーカー-クライアント間で転化しやすい上下関係や支配関係をいかに対等な関係を築く方向へ導くかが議論の俎上に載せやすい。そのため、もっ

とも注目されやすく、常に問われ続けている非常に大きな影響力を持つ権力観だと言えよう。

二次元的権力観についても、実践場面で利用者主体をうたいながらも、ワーカー主導の援助によって望ましいと思われる選択肢を設定している場合がある。「素人は自分で考えず、専門家の意見に従うべきだ」といった社会的・政治的価値に基づき、ワーカーが設定した枠のなかでクライアントに選択・決定するよう追いやる状況をつくり出すことも権力であるという認識が可能となる。例えば、「ソーシャルワークの言語で『クライアントのエンパワメント』と呼ばれるものは、別の言語を使えば、簡単にクライアントを『降参させ』、『あきらめさせる』と言い換えることができる」というマーゴリン (1997 = 2003:277) の言及からも、これまでワーカーは不都合な争点を事前に隠蔽して援助実践を行ってきたのではないかという示唆が改めて得られる。しかし、ルークスは以下のように二次元的権力観は未だ行動主義的であると批判する。

「政治的案件から潜在的な争点が排除される事例をすべて決定というパラダイムによって理解しようとするために、二次元的権力観は、個人や集団、制度によって潜在的な争点が政治過程から排除される方法をうまく捉えられない。決定とは、個々がなす意識的・意図的な二者択一の選択のことである。システムがもつ偏向は意識的に選択されるものでも、個人の選択によって結果が意図的にもたらされるものでもない形で、動員され、再現され、強化されうるものである」(Lukes 1974:21)。つまり、本来ならば争点化するであろう問題が、顕在化する前に排除される場合、個人や集団、組織や制度がどのような方法によって争点や紛争を隠蔽したのか説明することに困難が伴う。

では、実際ルークスのいう三次元的権力観に照準を定めた場合、他の権力観では明確にならなかったどのような問題が明らかになるのか、「自己決定」を例に考えてみる。我が国のソーシャルワークは、近代の産物と称されるように、自由主義イデオロギーのもと展開している。ワーカーは、援助に関する情報を提供し、それに伴う選択肢を提示すれば、クライアントは最も望ましい選択、自己決定を行うものだと捉えている。このような状況下において、クライアント自身は自己決定権が尊重されていると感じるかもしれない。ここでは、ワーカー自身が争点や紛争を隠蔽した事実は確

認められない。しかし注意すべきは、ワーカーが援助過程において、クライアントの自己決定を尊重しようとする際、同時にその決定に伴う責任をクライアント自身が背負うことについても要請してはいないだろうか。つまり、クライアントは自己決定した結果、仮に甚大な被害を被ったとしても、自らの責任のもとで判断した選択に伴う結果だとして処理されてしまう可能性があるということでもある。また仮に決定に関して必要な情報が十分与えられていない状況にあっても、自由主義下において個人は、可能な選択肢のなかから、自分にとってもっとも有利なものを選ぶようにすることが前提とされている<sup>3)</sup>。そこには、どのような結果に至ろうとも、自分にとってもっともよい選択をした帰結としか見ない自由で功利的な主体像が想定されている（永田1996→2000:286）。

以上のことから、ソーシャルワークは、自由主義イデオロギーによって設定されている「個人」という考え方を無自覚的に援助に持ち込んでしまっているのではないか。また、ソーシャルワークは、クライアントの意図や欲求、認識それ自体を自己決定=自己責任というカップル概念を自明視するような状況をつくり出しているのではないか（児島2002:224）。

ワーカーは自らの専門性に基づき、望ましい選択肢をクライアントに提示する専門職としての責任があり、クライアントはワーカーという専門職の提示した選択肢の範囲内で自己決定することが構造的に要請されている。しかしながら、こうした構造上、真にクライアントに自己決定されることで一番困るのはワーカー自身なのではないか。例えば、長谷川（2007:307）は、クライアントの自己決定を自己責任と対に考えることによって、「専門職としての責任の増大を、「自己決定」を活用することで中和化している」と指摘している。また、桜井（1998:194）は、「直接責任のない者に対して共同責任や連帯責任をとらせるのは、失政をごまかす権力者の常套手段…（中略）…「自己責任」という言葉も、責任概念を曖昧化する方向でしかない」と言及するように、クライアントの自己決定が着目されればされるほど、自由主義下において自らの判断に基づいて、主体的に行為を選択できる理性的な個人としての能力ばかりに焦点が当てられ、本来ならばその過程で争点化するであろう力関係や専門職の責任問題等が制度的に隠蔽・捨象され、真の利害が表出されな

くなる。

このように、三次元的権力観を用いることによって、ソーシャルワークという営みは、個人の選択権は自分で責任がとれる範囲内で決定する権利が尊重される社会のもと、展開しているということが改めて明らかになるのである。二次的権力観のように争点化されにくい問題について、どのような方法で権力の行使が隠蔽されているのか説明可能となる。このようにルークスは、組織や構造、制度に伏在する権力の問題に迫ることで、「見えない権力」を議論の俎上に挙げることを可能にした。これまでに見られなかった新しい権力論として、ソーシャルワークに潜む無意識的な不可視化された権力の行使に照射した点は非常に評価できるであろう。なぜなら、先ほどの例のように、これまでのソーシャルワークが普遍的で望ましい価値規範だとして規定してきた「自己決定」などの諸原理は、その時代背景ごとの法や制度によって強く影響を受けて実践に反映されているものであり、それを変更できない固定的なものにとらえることこそ権力だからである。換言すれば、ソーシャルワークは、社会的・文化的に構築されているものである以上、普遍的な価値や規範にだけ基づく実践ではなく、何らかの特殊な、場合によっては固有の視点や価値観を体現した実践だということである。トンプソン（2000:56）は、「イデオロギーを巧妙に使用することは、権力をあからさまに使用するよりも、権力構造を維持するのにはるかに効果的である」と指摘している。この指摘から、クライアントは、ワーカーが設定する範囲内での「自己決定」を自ら決定したものと錯覚して受け入れてしまう可能性があるということが読み取れる。つまり、クライアントは自分が置かれている立場を疑うすべもなく、自らの真の利益に気づいていない可能性もある。しかも、三次元的権力観によれば、この場合、権力は無意識に行使されていることから、ワーカー自身も権力を行使しているという実感がなま知らず知らずのうちに権力が及んでいく場合もあるというのである。ルークスの三次元的権力観が問いかけるのは、援助をめぐるイデオロギーに潜む権力性の分析には歴史や文化といった側面を含めて、その形態や様相を考察することが不可欠であるということである。ワーカーがある権力を行使するという行為は、意図的にクライアントに影響を及ぼすような形態のみを指すのではなく、無活動や無意

識といった潜在的な要素を含む、広く多面的な角度からクライアントに侵食して及んでいくものだととらえ直す必要がある。

## (2) ルークスの権力観が孕む問題

ルークスの権力観は、ソーシャルワークにおける権力を考えていくにあたって、これまで確認してきたように、潜在化している目に見えない権力を考察対象にした点では非常に大きく評価できる。しかし、ルークスの権力論にも問題がある。第一に、ルークスの権力論は、権力を行使する主体が固定化していることである。ルークスは、権力を行使する主体(A)が別の誰か(B)の行動に何らかの形で影響を与える者と考えられている点では、伝統的な権力論と共通した認識もっている(Lukes 1974:26-27)。これまで説明してきたように、従来権力は権力構造のなかで強者が弱者の意思を否定するといったいわば上方向から下方向への力の流れとして考えられてきた。星野(2000:124)はルークスの権力論は「権力が最終的に人間的な行為主体」を前提にしていると指摘するように、ソーシャルワークにおいても、ワーカーとクライアントの関係性は、「援助するワーカー」と「援助されるクライアント」という常に一方向的で垂直的な権力観から抜け出し切れていないのである。そのため、権力を限定的、局所的な領域でとらえることに終始しかねない。ルークスの権力論もまた権力に関してワーカーの自覚を促すことに留まってしまう感がある。

第二に、ルークスは権力を構造的な側面に規定されていると考えている点である。例えば、「システムの偏向は、個人が選択する一連の行為によってのみ維持されるのではなく、社会的に構造化され文化的にパターン化された集団の行動や制度上の慣行によって維持される」(Lukes 1974:21-22)とあり、星野(2000:119)もルークスの三次元的権力観は「権力行使を集団、階級、あるいは制度といった集合体あるいは構造に帰属」させていると説明している。これは、権力を法や制度、システムといった可視的なもののなかにみており、行為者間の関係として把握し、誰が他の誰かの利益を阻害するといった抑圧的なものと捉えている<sup>4)</sup>(Lukes 1974:34)。ワーカーとクライアントとの間に顕在的にせよ潜在的にせよ「利害」があることが想定されている。つまり、三次元的権力観ですら争点の表面化を

阻止することを権力行使の対象とされているのである。逆説的に言えば、三次元的権力観では服従者側には権力を行使されているという自覚はないが、権力者側は「利害」を認識しており、権力行使していることを理解していることになる。しかし、ルークスの指摘するように果たして権力を行使する際、相手をコントロールしようとする明確な意思をもつ主体は常に確認できるのだろうか。例えば、誰が何の目的で行使しているのかさえ分からなくなるような性質、すなわち非人称的な権力はないのだろうか。この点について、注目されるのがフーコーの視座である。フーコーの権力論は、これまでの権力論が外部からの禁止や抑圧を意味していたのに対し、人の内部から抑圧や禁止を仕向けていることを明らかにした点で画期的であり、隣接領域でも援用されている。ソーシャルワーク理論においても、フーコーを引用しつつ、ソーシャルワークの権力に対して高い関心が示されている(Hartman 1991, Howe 1994)。フーコーによると「権力という語によってまず理解すべきだと思われるのは、無数の力関係であり、それらが行使される領域に内在的で、かつそれらの組織の構成要素であるようなものだ」(Foucault 1976=1986:119)と言及している。また、「権力は至る所にある。すべてを統轄するからではない。至る所から生じるからである」(Foucault 1976=1986:120)と権力が偏在していることに着目している。つまりフーコーは、権力を日常の人間関係で働く微細な力だととらえている。権力は日常生活の様々な場面の中であまねくはりめぐらされており、意志的にその外部に出ることは不可能であるということ、権力には外部がないことを示しているのである(Foucault 1976=1986:121-124)。権力はワーカーなど特定の主体による強制力として外部から行使されていくわけではない。そうではなく、法制度や規範によってクライアントの身体や精神などの内部から自発的に動かし、主体を形成する機能があるとしているのである。こうした主体を形成することこそが権力作用だとするフーコーの指摘は、権力が一方向的で垂直的だととらえられていた従来の権力行使以外にもその様態があり、社会に置いて網の目的に権力が様々な方向に行き交っているということを明らかにするものである。また、江原(1998:32)は「作用した痕跡を消す権力。すなわち行為者の自発的な行為を巻き込む権力。それは社会

構造自体にはらまれた権力であり、特定の個人の意図には還元できない権力作用である。」と言及している。こうした権力概念に共通するのは、相手をコントロールしようとする明確な意思をもった主体は存在せず、特定の社会構造が人びとの認識のあり方を規定するといった非人称的な権力の存在である。このことは、ルークスの権力観には構想されていない点であり、フーコーの権力観について、杉田（1998:64-65）も、「主体の意思に還元できない戦略の存在を指摘する点で全く新しい権力観を示した」と評価している。

第三に、第二の問題点とも関連するが、ルークスの権力論は、利害の実現に向けて明確な意図が反映された権力行使の対象を分析するにあたっては有効だが、当事者間に対立や紛争についての自覚がない場合に権力行使を見出すことが困難なのではないかということである。この点についても、フーコーは、その著『監獄の誕生』における「パノプティコン」のエピソードによって、権力が「自動化され、没個人化される」プロセスを描き（Foucault 1975=1977:204）、相手をコントロールしようとする明確な意思をもった主体の存在を否定している。こうした非人称的な権力観を参考にするならば、権力行使の主体を探し出すことは無意味であり、どのように権力が及んでいるのかを分析対象とする必要があるだろう。

### むすびにかえて

ソーシャルワークをめぐる権力の様相は、自由を制約するものとして主題化されてきた。しかし、時代の変遷とともに姿を見せない性質を有していることが明らかとなり、非人称化する傾向にあるということを確認してきた。例えば、市野川（2002:346）は「権力の特性は、その精緻化にともなって、この「強制」という性格を不可視化していく」と説明するような、権力とは所有者によって明確な意図をもって行使されるといった性質のものばかりではないのは本論文で確認したとおりである。つまり、権力は法や抑圧のように可視的にクライアントに及んでいるのではなく、非人称化しており、内面化させることで自発的に従う意思を作り出す作用があるということである。ソーシャルワークにおける権力は、その実践内容が一定の価値志

向を持つ行為である以上、ワーカーが個人的に行使するといった性質を伴うものばかりではなく、誰が何の目的で行使しているのかさえ、わからなくする性質も有しているのだと理解しておく必要があるだろう。

本研究では、ルークスの権力論をもとに、ソーシャルワークにおいて、権力概念がいかなる意味・内容で用いられてきたのか、そしていかなる形態をとってクライアントに及んでいるのか検討した。今後の課題としては、ルークスが三次元的権力観によって問いかけているように、援助をめぐるイデオロギーに潜む権力性の分析には歴史や文化といった側面を含めて、その形態や様相を考察することが不可欠であるということである。ワーカーがある権力を行使するということは、意図的にクライアントに影響を及ぼすような形態のみを指すのではなく、無活動や無意識といった潜在的な要素を含んで、クライアントに侵食して及んでいくものと捉え直す必要がある。ソーシャルワークにおいて、こうした権力が具体的にどのような実践場面で確認されるのか、また新たな問題は生じないのかを検証することが必要である。次に、ルークスの権力観が孕む問題点に関し、フーコーの権力観を援用することがソーシャルワークにとって有用ではないかと提示した。例えば、フーコー（1976=1986:176）は、「生-権力」概念のように、権力を生産的なものとしてとらえており、強制や服従といった事態だけではなく、自発的に従う意思を作り出す作用にも注目している。こうしたフーコーの権力論はソーシャルワークにとって重要な示唆を与えるものだと思うのだが、フーコーの権力論を受け入れることによって新たな問題が生じないのかさらなる検討が必要だろう。

### 注

- 1) 古川(1999:7)は、ワーカー-クライアント関係は「人格的能力的にも社会的経済的にも、また政治的にも決して対等な人間どうしの関係ではなかった」と歴史的に垂直的、上下関係的なものとして、あるいは家父長主義的なものにはじまっていると指摘している。また副田(2002:212)は、「権限の非対称性が、クライアントに対する第一線職員のコントロール力を構造的に生み出し、クライアントの心理面・行動面に影響を及ぼす可能性



がある」といい、北野(1993:43)も「これまでのヒューマンサービスの供給者(行政・専門家等)と受給者(患者・クライアント等)との間には、一方的にコントロールする側(主体)とコントロールされる側(受手)という関係が存在した」と専門職とクライアントの間には力の不均衡があった旨を言及している。

- 2) 例えば、児童虐待の事例からも想起できるように、ワーカーは多大な被害を被っている子どもを保護する義務がある。福祉国家から権限を与えられたワーカーは、法制度に基づき権力を行使して、虐待している親の意に反してでも子どもを引き離す場合がある。このように、専門職が権威を示したり、直接的介入などの権力の行使は避けられないことであり、むしろそうしなければならぬものとして捉えられてきた(Moffet,1968=1984:100-101)。
- 3) 加藤(1997:167)によれば、自由主義の原則を①判断能力のある大人なら、②自分の生命、身体、財産などあらゆる(自分のもの)に関して、③他人の危害を及ぼさない限り、④たとえその決定が本人にとって不利益なことでも、⑤自己決定の権限をもつ、と定式化している。自由主義のもとでは、人間は自由に考え、主体性を持って行動するべきという人間観が前提にある。この人間観のもとでは、自分の判断に基づいて行為を選択し、その結果に対する責任は各自が負うという理性的な人格を持つ判断能力のある「個人」という考え方に重きが置かれている。
- 4) ルークス(1974:34)は権力概念を「AがBの利害に反する方法でBに影響を与えるとき、AがBに対して権力を行使する」と定義している。また杉田(1998:64)によれば、「ルークスの権力論は、Bの主体性の阻害を権力の効果と見なす点では一貫している」と指摘している。

## 文献

- Bachrach P & Baratz M. (1970) *Power and Poverty*, Oxford University Press.
- Dahl R.A. (1957) *The Concept of Power* Behavioral Science 2 : 201-215.
- 江原由美子(1998)『フェミニズムと権力作用』勁草書房。
- Foucault, M (1975) *Surveiller et Punir:Naissance de la Prison*, 田村 俣訳『監獄の誕生—監視と処罰』新潮社,1977.
- (1976) *La Volonté de Savoir (Volume 1 de Histoire de la Sexualité)*, 渡辺守章訳『性の歴史I 知への意志』,新潮社,1986.
- 古城利明・星野智(1999)「現代政治の制度的枠組」星野智編『現代政治学の透視図』,世界書房.23-54.
- 古川孝順(1999)「社会福祉基礎構造改革と援助パラダイム」『社会福祉 21世紀のパラダイム 2 方法と技術』誠信書房.1-35.
- Harris, R. (1997) *Power*, in Davies, M. (ed.) , *The Blackwell Companion to Social Work*, Oxford, Blackwell. 28-33.
- Hartman, A. (1991) *Words Create Worlds*,: Social Work 36 (4) .275-276.
- 長谷川公一(2007)「第9章 医療・福祉と自己決定」長谷川公一,浜日出夫,藤村正之,町村敬志編著『社会学』有斐閣.277-312.
- Howe, D. (1994) *Modernity, Postmodernity and Social Work*, :British Journal of Social Work, 24 (5) . 513-532.
- Hugman, R. (1991) *Power in Caring Professions*,: Palgrave Macmillan.
- 星野智(2000)『現代権力論の構図』情況出版。
- 市野川安孝(2002)「権力」永井均他編『事典 哲学の木』,講談社。
- 加藤尚武(1997)『現代倫理学入門』,講談社学術文庫。
- 北野誠一(1993)「第3章自立生活支援の思想と介助」定藤文弘・岡本栄一・北野誠一編『自立生活の思想と展望』ミネルヴァ書房.42-70
- 児島亜紀子(2002)「誰が「自己決定」するのか—援助者の責任と迷い」古川孝順・岩崎晋也・稲沢公一・児島亜紀子編『援助するということ』有斐閣.209-256.
- Lasswell, H. D (1948) *Power and Personality* 永井陽之助訳『権力と人間』創元新社,(1954→1967)。
- Lukes, S. (1974) *Power : A radical view*, London : Macmillan.
- Margolin, L. (1997) 中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳『ソーシャルワークの社会的構築—優しさの名のもとに—』明石書店,2003.
- Moffet, J. (1968) *Concept in Casework Treatment*, Routledge & Kegan Paul, 杉本一義・松本英孝訳『ケースワーク入門』川島書店1984.
- 永田えり子(1996→2000)「権力なんかこわくない」藤田弘夫・西原和久(編)『権力から読みとく現代人の社会学・入門』,有斐閣アルマ.279-293.
- 桜井哲夫(1998)『自己責任とは何か』講談社新書。
- Smith, R. (2008) *Social work and Power* : Palgrave Macmillan.
- 副田あけみ(1999→2002)「第一線職員—ストリート・レベル官僚の権限」『社会福祉キーワード』有斐閣,212.
- 杉田敦(1998)『権力の系譜学—フーコー以後の政治理論に向けて』岩波書店。
- (2000)『権力』岩波書店。
- (2004)「権力」猪口孝・大澤真幸・岡沢憲芙・山本吉宣・ステイブーン・R・リード編『政治学事典』弘文堂。
- Thompson, N. (2000) *Understanding Social Work* : Palgrave Macmillan.

本論文は2011年第59回日本社会福祉学会秋季大会にて報告した内容に加筆修正したものである。

